

平成 19 年 6 月 21 日

各 位

不動産投信発行者名

東京都千代田区神田錦町三丁目 5 番地 1
日本ロジスティクスファンド投資法人
代表者名 執行役員 山 川 亮
(コード番号：8967)

投資信託委託業者

三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社
代表者名 代表取締役 山 川 亮
問い合わせ先 取締役業務部長 五十嵐 龍人
TEL. 03-5259-6050

投資信託委託業者における代表取締役の変更予定及び組織変更等に関するお知らせ

本投資法人が資産の運用を委託する投資信託委託業者である三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）は、平成 19 年 6 月 21 日に取締役会を開催し、代表取締役の変更及び組織変更について下記の通り決議しましたのでお知らせします。

記

1. 代表取締役の変更

資産運用会社では、下記の取締役変更につき平成 19 年 9 月 3 日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議しました。なお、栄坂 均氏は、上記株主総会にて取締役に選任された後、同日開催予定の資産運用会社の取締役会において代表取締役候補として付議される予定です。

(新任)

取締役 えいさか 均ひとし (略歴は別紙 1 をご参照下さい)

(退任)

取締役 山 川 亮

2. 組織変更及び重要な使用人の選任

資産運用会社では、業務分担の明確化と組織強化を目的として、平成19年7月1日付にて、下記の通り、組織変更及び重要な使用人の選任を行うことを決議しました。

① 組織変更

- ・現在の業務部を業務部と財務企画部に改組します。
- ・情報開示の重要性に鑑み、開示委員会を新たに設置します。開示委員会では、本投資法人の法定開示及び適時開示に関する原則・基本方針の策定及び社内体制の整備、又、緊急性の高いIR上の重要案件の検討及び対策の策定等を行います。

(変更後の組織図は別紙2をご参照下さい)

② 重要な使用人の選任

(新任)

財務企画部長 うえの たかし
上野 貴司 (略歴は別紙1をご参照下さい)

3. 日 程

平成19年6月21日 資産運用会社の取締役会にて臨時株主総会招集、組織変更及び重要な使用人の選任を決議
平成19年7月1日 組織変更の実施
平成19年9月3日 資産運用会社の臨時株主総会にて取締役の選任を決議
資産運用会社の取締役会にて代表取締役の選任を決議

なお、本件に関しましては、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、役員及び重要な使用人の異動として金融庁長官に届け出ます。また、宅地建物取引業法の規定に従い、役員の異動として東京都知事に届け出ます。

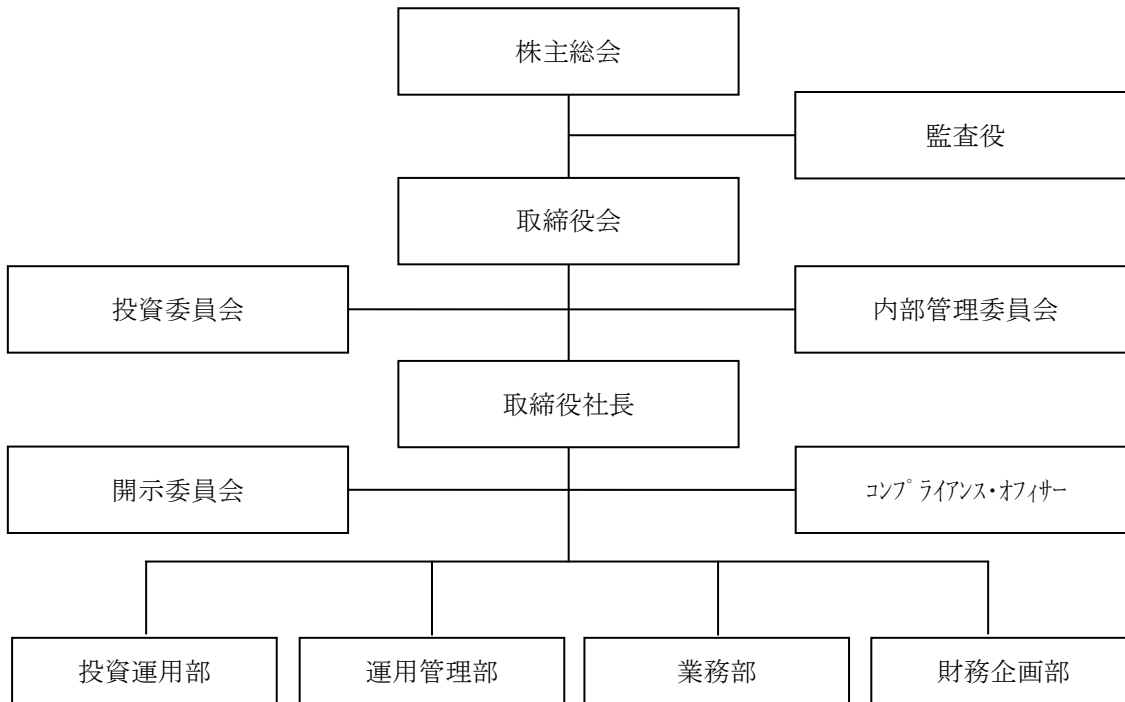
以 上

本投資法人のウェブサイト <http://8967.jp/>

(別紙1) 略歴

役職名	氏名	主要略歴	
代表取締役	栄坂 均	昭和 53 年 4 月	三井物産株式会社入社 輸出運輸部
		昭和 56 年 5 月	同 大阪支店機械部
		平成 元年 12 月	同 自動車第一部
		平成 3 年 7 月	同 不動産開発部
		平成 4 年 4 月	同 開発プロジェクト部
		平成 11 年 7 月	同 開発建設部 都市開発営業室長
		平成 15 年 1 月	同 都市開発事業部 開発営業室長
		平成 17 年 7 月	同 内部監査部 次長
		平成 19 年 6 月	三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社
		平成 19 年 9 月	同 代表取締役 就任予定
財務企画部長	上野貴司	平成 12 年 4 月	三井物産株式会社入社 市場リスク管理部
		平成 13 年 7 月	同 eMitsui 事業部
		平成 15 年 1 月	同 企業投資開発部
		平成 16 年 12 月	三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社
		平成 19 年 7 月	同 財務企画部長 就任予定

(別紙2) 資産運用会社の新組織図



部署名	分掌業務
投資運用部	<ul style="list-style-type: none"> 運用基本方針の策定に関する事項 不動産市場、物流市場等の調査・分析に関する事項 運用資産の取得・売却に関する事項 運用資産の調査・評価に関する事項 その他付随する事項
運用管理部	<ul style="list-style-type: none"> 運用資産の運用・管理に係る基本方針の策定に関する事項 投資対象不動産に係る年度運用・管理計画の策定に関する事項 投資対象不動産に係る管理会社の選定と監督に関する事項 投資対象不動産の管理及び運用状況の把握と報告に関する事項 中長期的な修繕計画の策定と実施に関する事項 その他付随する事項
業務部	<ul style="list-style-type: none"> 投資法人の決算に関する事項 投資法人の投資主総会、役員会の運営に関する事項 資産運用会社の株主総会、取締役会の運営に関する事項 資産運用会社の人事に関する事項 監督官庁、関係諸団体への対応に関する事項 その他付随する事項
財務企画部	<ul style="list-style-type: none"> 投資法人／資産運用会社の経営戦略の企画・立案に関する事項 投資法人の資金調達に関する事項 投資法人のディスクロージャー・IR・広報に関する事項 投資主からの照会への対応に関する事項 資産運用会社の経理・総務に関する事項 情報機器の運用・管理に関する事項 その他付随する事項
コンプライアンス・オフィサー	<ul style="list-style-type: none"> 法令等遵守に関する事項 リスク管理に関する事項 内部監査に関する事項 その他付随する事項

投資委員会	
委 員	取締役社長（委員長）、各部部长、投資運用部役職員及び運用管理部役職員 なお、コンプライアンス・オフィサーがオブザーバーとして参加する。
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・運用ガイドラインの策定・改定 ・資産管理計画書の策定・改定 ・個別物件の取得・売却 ・個別物件の管理・運用
審議方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤取締役の4分の3以上の出席を要する。 ・コンプライアンス・オフィサーは、投資委員会の審議の内容に明確な法令違反等コンプライアンス上重要な問題があると判断した場合は、各立案部に差し戻すことができる。 ・審議の後速やかに、取締役会に意見（少数意見がある場合には、当該意見も含む。）を上申する。

内部管理委員会	
委 員	コンプライアンス・オフィサー（委員長）、外部専門家、取締役社長及び各部部长
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等遵守に関する事項 ・リスク管理に関する事項 ・内部監査に関する事項 ・社内規程・規則等の整備・検証に関する事項 ・事故及びトラブル・クレーム等を含む内部管理全般に関する事項 ・利害関係者との取引に関する事項 ・投資委員会における審議事項
審議方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の3分の2以上の出席を要する。また、外部専門家が欠席する場合は、事前にその意見を委員長が聴取し、委員会の審議に反映させることを要する。 ・委員長が必要と認める場合、内部管理委員会の構成員以外の役職員を出席させ、意見を聞くことができる。 ・審議の後速やかに、取締役会に意見（少数意見がある場合には、当該意見も含む。）を上申する。 ・審議の結果、コンプライアンス上の観点から重大な問題があると判断した場合には、各立案部に差し戻す。

開示委員会	
委 員	取締役社長（委員長）、各部部长及びコンプライアンス・オフィサー
審議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報開示基本原則、同原則に付帯関連する諸規定、並びにその他の開示に関する原則・基本方針の制定・改廃 ・有価証券報告書等の重要な開示物の妥当性評価 ・重要性のある情報の適時開示の要否及び開示内容の妥当性の審議 ・開示に関する社内体制の整備に関する事項 ・その他情報開示基本原則において開示委員会が行うべきと定める事項
審議方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の3分の2以上の出席を要する。 ・委員長が必要と認める場合、構成員以外の役職員を出席させ、意見を聞くことができる。 ・開示委員会に付議された事項は、委員の審議の結果を徴して委員長が決定する。